

局内監査(技術)結果の公表について

平成26年度から当局が発注する工事等の設計・施行における合规性、効率性、妥当性等の評価、業務プロセスの最適化を図ることを目的とした局内監査（技術）を毎年実施しています。局内監査を通じて、自律的なチェック体制を構築し、過誤発生の未然防止に努めています。



このたび、令和4年度局内監査（技術）の結果及び措置内容をお知らせします。

令和4年度局内監査（技術）の結果

○対象事務 工事請負契約の締結、施行及び請負代金の支出に関する事務

○監査日程 令和4年9月16日～令和5年2月21日

○監査の項目
(主たる項目)

(1) 契約の締結

- ・締結事務の進捗管理の適正性
- ・相手方決定の妥当性
- ・予定価格の妥当性
- ・マニュアル等の整備及び周知徹底の状況

(2) 施工監理

- ・工程管理の適正性
- ・安全管理の適正性
- ・工事管理の適正性
- ・マニュアル等の整備及び周知徹底の状況

(3) 請負代金の支出

- ・工事検査の適正性
- ・マニユアル等の整備及び周知徹底の状況
- ・支出事務の進捗管理の適正性



令和4年度局内監査（技術）は、工事請負契約について施工監理を中心に、契約の締結から支払いまでの一連の流れの確認をしました。

残留塩素反応試薬の確認について



水道管の工事をしたら、残留塩素反応の確認をするんだよね。その確認をするための試薬の写真を撮ることになっているの？

試薬製造会社や使用期限を記録写真として残しておくことで、その試薬が適正だったと、後からでも客観的に確認・証明することができるんじゃないよ。



でも試薬の試薬製造会社や使用期限が確認できる写真がなかったんだ。

せっかく残留塩素の反応確認を行っていても、試薬の使用期限が切れていては信頼度が落ちるのう。



【規範】

当局の「土木工事共通仕様書（平成30年6月）」には次のとおり記載されています。

第6編 施工管理基準 > 第3章 写真管理基準 > 第4節 その他 >

3. 工事写真撮影計画書記載例 > 3 写真の撮影

工事写真は、「写真管理基準」撮影箇所一覧表に示す「撮影時期」「撮影頻度」に基づき撮影します。

撮影項目	撮影時期	撮影頻度
残留塩素反応確認使用試薬確認	施工前	着手前に1回 試薬製造会社、使用期限が確認できるもの

〈措置内容・取組み〉

受注者より速やかに書面の修正や写真の提出を受け、全て適正な工事履行であることを確認しました。

監督員に対して、写真管理基準や写真の提出、その必要性について再教育を行い、監督員の理解不足による確認漏れに対する再発防止を図りました。

今後、監督員に対し、研修を定期的 to 実施します。特に経験の浅い監督員については、具体的な事例の書面や写真を用いた分かりやすい研修内容に努めます。



記録写真の撮影・整理方法等について



修繕の記録写真の撮影方法や整理方法等について、監督職員と受注者が調整した証跡が見当たらなかったんだ。

でも、記録がないのに、何を撮影するのか、どんなふうに整理するのか、後からわかるのかな・・・？

これでは写真の撮影忘れが起こるかもしれんいう。
協議や調整した内容については、書面に残しておくべきじゃ。



ところで、記録写真ってそんなに大事なの？

修繕状況を記録写真として残しておくことで、後からでも客観的に確認・証明することができるからなんじゃ。



修繕請負仕様書の特記事項には次のとおり記載されています。

6 記録写真の提出等について

本仕様書に定めがある場合、記録写真を整理編集して写真帳とし、ネガブック又はCD-R若しくはDVD-Rとともに修繕完成の際に提出すること。なお、記録写真の撮影方法及び整理方法等については、「水道施設工事共通仕様書-第1編-機械・電気設備工事並びに建築工事総則（2021年4月 大阪市水道局）」付属－3（参考）工事写真撮影要領を参考に監督職員と調整の上決定すること。



完成した後では撮れない写真もあるから、撮影忘れを防ぐためにも、協議や調整した内容については、書面に残しておくべきじゃな。

〈措置内容・取組み〉

受注者と協議した内容については協議録など文章で残すことについて、その理由も併せて、関係者に指導しました。

また、再発防止策としての「監督業務チェックリスト」の改訂をしたほか、写真撮影漏れがないよう、修繕請負仕様書の見直しを行っています。

さいごに一つ。

これまでの定期監査等（大阪市監査委員監査）において、

「再発防止策全般について適宜その有効性を検証し、必要に応じて改善するなど、より実効性のある取組を進めること」と指摘をいただいたんじゃ。



この指摘は、まさに『PDCA』サイクルを回すこと。
ってことだね。



そのとおり。

不適正工事が発覚し、水道局として再発防止策を掲げ、工事管理を行ってきたところじゃ。

その再発防止策の効果・有効性を検証し、必要があれば改善する・・・
工事の品質を向上させるためにはとても重要なことじゃな！

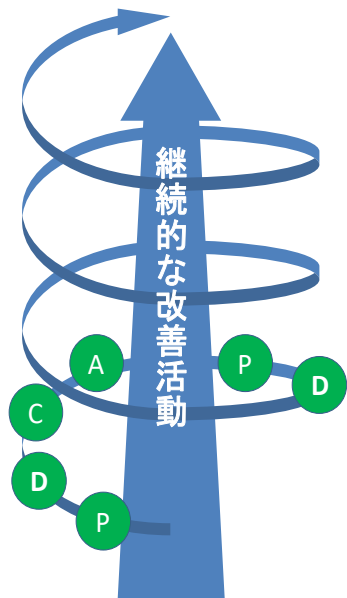


今回は、2事例を報告させていただきました。

監査担当は、最後に記載させていただきました「有効性の検証」が“肝”だと感じています。

有効性の検証とは、まさに『PDCA』サイクルを回すこと。

様々な監査指摘に対する措置内容や継続的な取組みが実践され、効果的であるか、今後も『PDCA』を回すことで、工事等の品質を向上できるよう継続的に取り組んでいきます。



P : Plan (計画)

D : Do (実行)

C : Check (評価)

A : Action (改善)

